

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第95号

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第4条発達相談所の款診療療育課の項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 保育所等訪問支援及び障害児相談支援の実施に関すること。

第5条中「保健福祉局子育て支援担当局長」を「子ども若者はぐくみ局長」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)